

教育委員会定例会日程

令和3年（2021年）6月25日

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 議事録署名委員の決定

4 議事

日程第1

議案第21号

小田原市就学支援委員会委員の委嘱について (教育指導課)

日程第2

議案第22号

押印を求める手続の見直し等のための関係規則の整備に関する規則
(教育総務課・教育指導課)

5 報告事項

(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について (その7)

(資料1 教育部・文化部)

6 閉 会

議案第 21 号

小田原市就学支援委員会委員の委嘱について

小田原市就学支援委員会委員の委嘱について、議決を求める。

令和 3 年 6 月 25 日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳下 正祐

小田原市就学支援委員会委員名簿（案）

任期：令和 3 年 7 月 1 日～令和 4 年 6 月 30 日

No.	選出区分	氏 名	所 属 等	
1	医 師	松 田 基	小田原市立病院 副院長（小児科部長兼務）	
2	〃	寺 崎 雅 子	小田原市立病院 耳鼻咽喉科担当部長	
3	〃	早 川 典 義	曾我病院 医師	
4	学識経験者	小 倉 直 子	小田原短期大学 保育学科 講師	
5	〃	田 中 早 苗	心理判定員	
6	〃	井 野 実 知 留	心理判定員	
7	〃	新	米 山 好 絵	小田原市立東富水小学校 校長
8	〃	新	加 藤 直 樹	小田原市立城南中学校 校長
9	本市を管轄する児童相談所職員	石 川 朝 陽	小田原児童相談所 専門福祉司	
10	本市区域内の特別支援学校教員	新	三 輪 和 子	神奈川県立小田原養護学校 総括教諭
11	特別支援学級設置小学校長	新	津 田 早 紀	小田原市立前羽小学校 校長
12	小田原市立中学校長	新	小 田 中 大 直	小田原市立泉中学校 校長
13	特別支援学級担任	新	松 室 由 起	小田原市立芦子小学校 教諭
14	〃	再	野 地 み お き	小田原市立曾我小学校 総括教諭
15	〃	新	杉 山 暁 子	小田原市立白鷗中学校 総括教諭
16	〃		柳 下 仁 志	小田原市立酒匂中学校 総括教諭
17	教育委員会が必要と認める者	新	津 元 こ ず 恵	小田原市立富水小学校 教諭
18	〃		瀬 戸 浩	障がい福祉課 副課長
19	〃	新	石 塚 明 子	子ども青少年支援課 副課長（つくしんぼ教室）
20	〃	新	青 木 の ぞ み	子ども青少年支援課 主査
21	〃		鈴 木 富 子	健康づくり課 副課長
22	〃		田 村 寿 治	特別支援教育相談員
23	〃	再	井 上 康 子	コミュニケーションの教室「フレンド」 総括教諭
24	〃	再	川 口 洋 史	ことばの教室 教諭
25	〃		西 村 泰 和	教育指導課 教育相談担当課長

議案第 22 号

押印を求める手続の見直し等のための関係規則の整備に関する規則について
押印を求める手続の見直し等のための関係規則の整備に関する規則について、議
決を求める。

令和 3 年 6 月 25 日提出

小田原市教育委員会
教育長 柳下 正祐

押印を求める手続の見直し等のための関係規則の整備に関する規則

(小田原市教育委員会会議規則の一部改正)

第1条 小田原市教育委員会会議規則（平成7年小田原市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第20条中「記載し、押印した文書」を「記載した文書」に改める。

(学校教育法施行細則及び小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 次に掲げる規則の規定中「㊦」を削る。

- (1) 学校教育法施行細則（昭和30年小田原市教育委員会規則第3号）様式第4号、様式第7号、様式第10号、様式第19号及び様式第20号
- (2) 小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則（昭和58年小田原市教育委員会規則第4号）様式第3号

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

押印を求める手続の見直し等のための関係規則の整備に関する規則

〔制定理由〕

行政手続における市民等の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、申請書類等に押印を求める手続の見直し等を行うことに伴い、整備が必要となる小田原市教育委員会会議規則ほか2件の規則を一括して改正するため制定する。

〔内 容〕

1 小田原市教育委員会会議規則の一部改正（改正規則第1条関係）

教育委員会に対する請願書について、請願者の押印を要するとする規定を削除することとする。（第20条関係）

2 押印省略に係る様式の整備（改正規則第2条関係）

次に掲げる規則における申請書、届出書等の様式について、申請者名等記入欄の「㊟」の記載を削除することとする。

(1) 学校教育法施行細則（様式第4号、様式第7号、様式第10号、様式第19号及び様式第20号関係）

(2) 小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則（様式第3号関係）

〔適用〕

令和3年7月1日

押印を求める手続の見直し等のための関係規則の整備に関する規則 新旧対照条文

○小田原市教育委員会会議規則（平成7年小田原市教育委員会規則第1号）（改正規則第1条関係）

改 正 後	改 正 前
<p>(提出)</p> <p>第20条 委員会に対して請願をしようとする者（以下「請願者」という。）は、次の事項を記載した文書（以下「請願書」という。）を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(提出)</p> <p>第20条 委員会に対して請願をしようとする者（以下「請願者」という。）は、次の事項を記載し、押印した文書（以下「請願書」という。）を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

○学校教育法施行細則（昭和30年小田原市教育委員会規則第3号）（改正規則第2条関係）

改 正 後	改 正 前
<p>様式第4号（第8条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">就学すべき学校の指定変更申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>小田原市教育委員会 様</p> <p style="text-align: center;">保護者 住 所 氏 名</p> <p>私の保護している の就学すべき学校の指定を、次のとおり変更して くださるよう申請します。</p> <p>1 指定を受けた学校 2 変更しようとする学校 3 変更しようとする理由</p> </div>	<p>様式第4号（第8条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">就学すべき学校の指定変更申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>小田原市教育委員会 様</p> <p style="text-align: center;">保護者 住 所 氏 名 印</p> <p>私の保護している の就学すべき学校の指定を、次のとおり変更して くださるよう申請します。</p> <p>1 指定を受けた学校 2 変更しようとする学校 3 変更しようとする理由</p> </div>

様式第7号 (第10条関係)

区 域 外 就 学 願			
			年 月 日
小田原市教育委員会様			
			保護者 住 所 氏 名
次のとおり就学させていただきますようお願いいたします。			
児童生徒等	住 所		
	氏 名		
	生 年 月 日	性 別	
	保護者との 関 係		
	現在までの 就学状況		
就学を希望する学校及び 学年			
区域外就学を願う理由			

様式第10号 (第11条関係)

退 学 届			
			年 月 日
小田原市立(小)(中)学校長様			
			保護者 住 所 氏 名
次のとおり退学させますから届け出ます。			
学齢児童・ 生徒	住 所		
	氏 名		
	生 年 月 日	性 別	
	学 年		
	退学年月日		
	退 学 理 由		
保 護 者	住 所		
	氏 名		
	学齢児童・ 生徒との関 係		

様式第7号 (第10条関係)

区 域 外 就 学 願			
			年 月 日
小田原市教育委員会様			
			保護者 住 所 氏 名 ㊟
次のとおり就学させていただきますようお願いいたします。			
児童生徒等	住 所		
	氏 名		
	生 年 月 日	性 別	
	保護者との 関 係		
	現在までの 就学状況		
就学を希望する学校及び 学年			
区域外就学を願う理由			

様式第10号 (第11条関係)

退 学 届			
			年 月 日
小田原市立(小)(中)学校長様			
			保護者 住 所 氏 名 ㊟
次のとおり退学させますから届け出ます。			
学齢児童・ 生徒	住 所		
	氏 名		
	生 年 月 日	性 別	
	学 年		
	退学年月日		
	退 学 理 由		
保 護 者	住 所		
	氏 名		
	学齢児童・ 生徒との関 係		

様式第19号 (第19条関係)

就学義務の猶予・免除願

年 月 日

小田原市教育委員会様

保護者 住所
氏 名

私の負っている就学義務を次のとおり猶予・免除して下さるようお願いいたします。

学齢児童・生徒	住 所			
	氏 名			
	生 年 月 日		性別	
	保護者との関係			
猶予期間又は免除の始期				
猶予・免除を必要とする理由				
添 付 書 類	理由を証する書類			

様式第20号 (第20条関係)

就学義務発生届

年 月 日

小田原市教育委員会様

保護者 住所
氏 名

さきに(就学義務の猶予又は免除の指令書の日付及び番号)をもって私の負っている就学義務を猶予・免除されましたが、その理由がなくなったのでお届けします。

学齢児童・生徒	住 所			
	氏 名			
	生 年 月 日		性別	
	保護者との関係			
猶予期間又は免除の始期				
就学義務の生じた年月日				
猶予・免除された理由がなくなった事情				
添 付 書 類	事情を証する書類			

様式第19号 (第19条関係)

就学義務の猶予・免除願

年 月 日

小田原市教育委員会様

保護者 住所
氏 名 印

私の負っている就学義務を次のとおり猶予・免除して下さるようお願いいたします。

学齢児童・生徒	住 所			
	氏 名			
	生 年 月 日		性別	
	保護者との関係			
猶予期間又は免除の始期				
猶予・免除を必要とする理由				
添 付 書 類	理由を証する書類			

様式第20号 (第20条関係)

就学義務発生届

年 月 日

小田原市教育委員会様

保護者 住所
氏 名 印

さきに(就学義務の猶予又は免除の指令書の日付及び番号)をもって私の負っている就学義務を猶予・免除されましたが、その理由がなくなったのでお届けします。

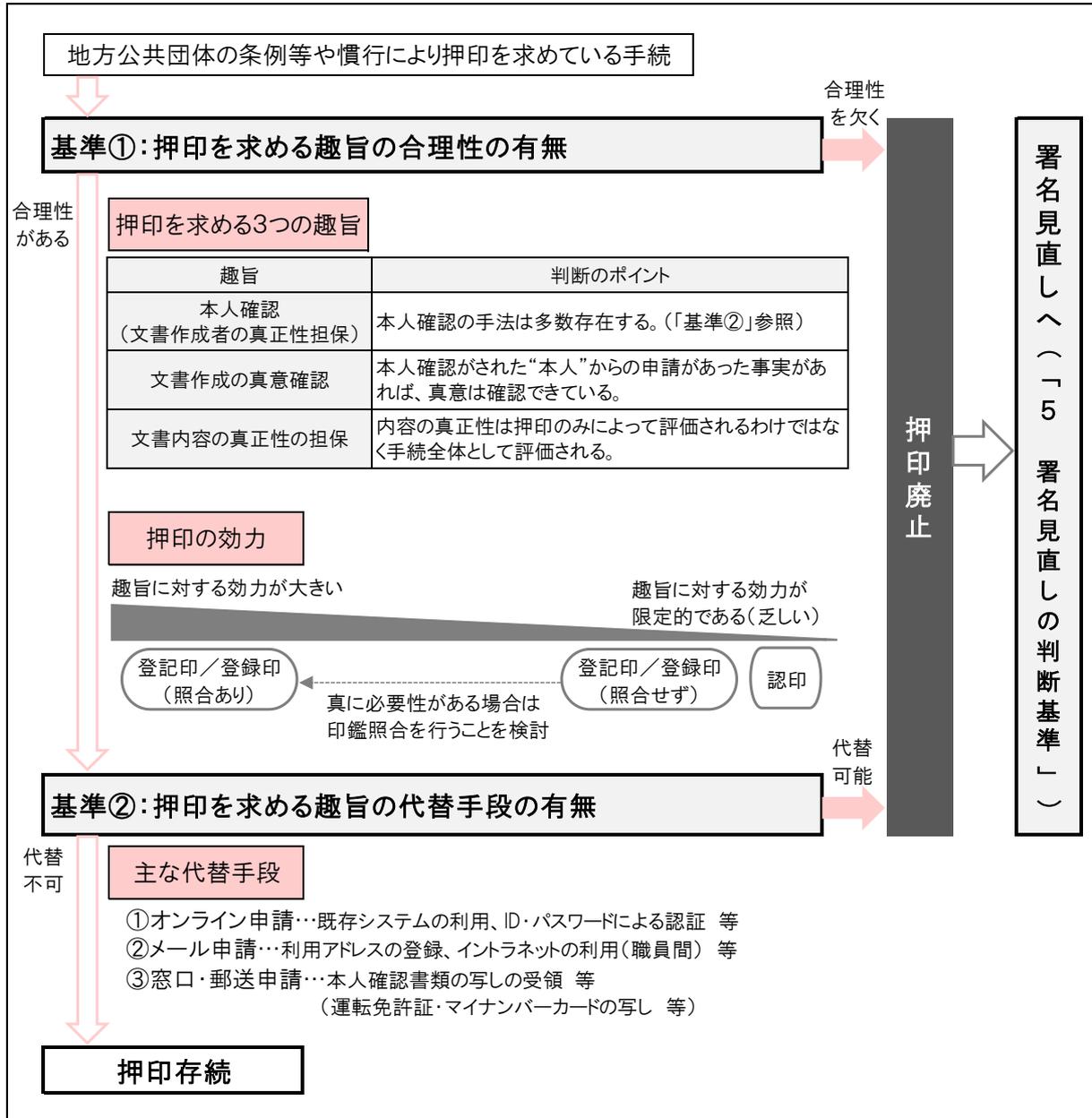
学齢児童・生徒	住 所			
	氏 名			
	生 年 月 日		性別	
	保護者との関係			
猶予期間又は免除の始期				
就学義務の生じた年月日				
猶予・免除された理由がなくなった事情				
添 付 書 類	事情を証する書類			

○小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則（昭和58年小田原市教育委員会規則第4号）（改正規則第2条関係）

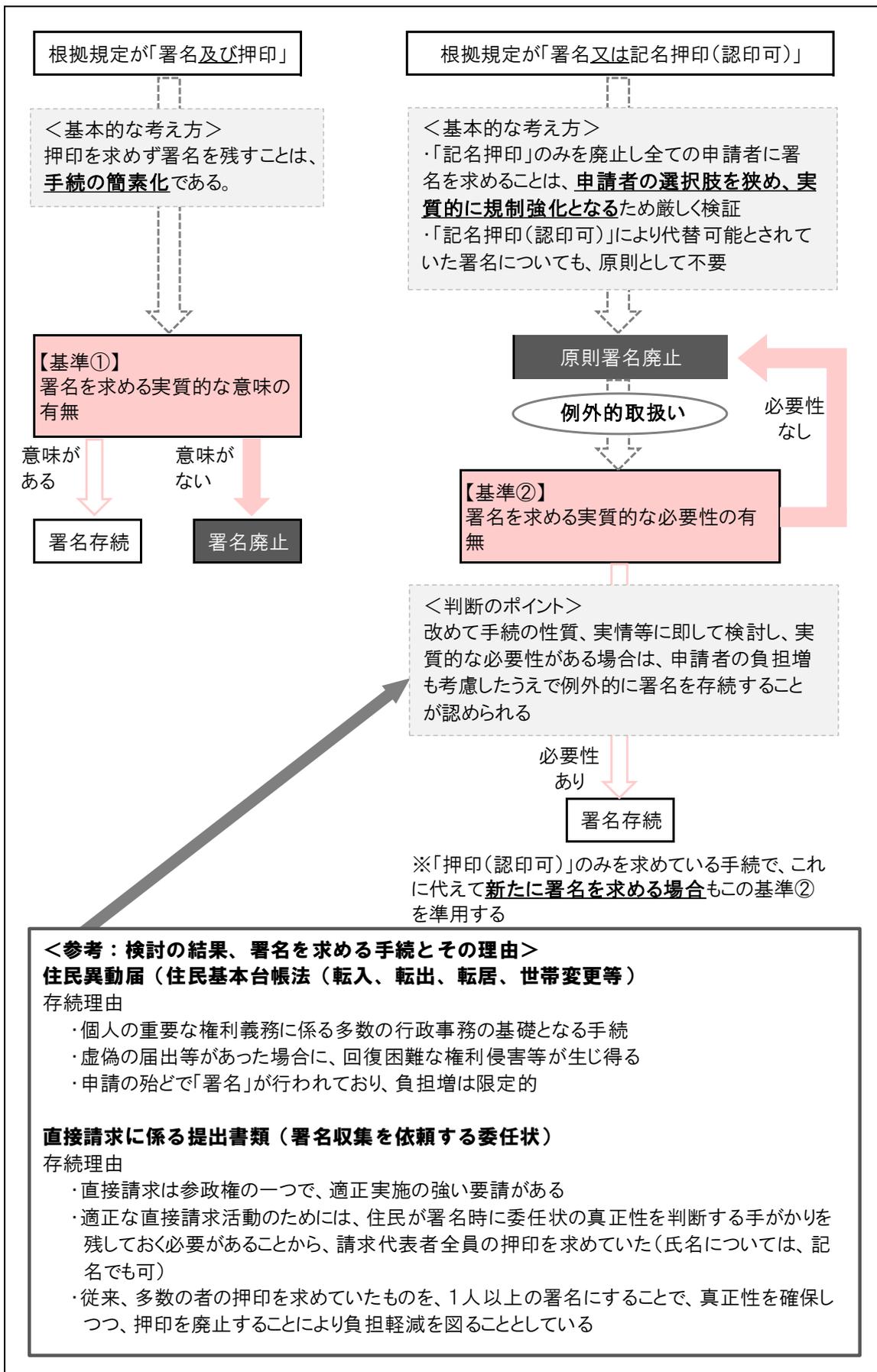
改 正 後				改 正 前			
様式第3号（第15条関係） 小田原市立幼稚園退園届 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 小田原市教育委員会様 <div style="text-align: right;">保護者 住 所 氏 名</div> 次のとおり退園させますから届け出ます。				様式第3号（第15条関係） 小田原市立幼稚園退園届 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 小田原市教育委員会様 <div style="text-align: right;">保護者 住 所 氏 名</div> 次のとおり退園させますから届け出ます。			
園 児	住 所			住 所			
	氏 名			氏 名			
	生 年 月 日	性 別		生 年 月 日	性 別		
	退園年月日			退園年月日			
	退 園 理 由			退 園 理 由			
幼 稚 園 名	年長□ 年少□	組		幼 稚 園 名	年長□ 年少□	組	

※参考 内閣府「地方公共団体における押印見直しマニュアル」抜粋

押印見直しの判断フロー



署名見直しの判断フロー



新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について（その7）

（令和3年6月25日時点）

1 前回の報告（令和3年3月26日）後の状況

(1) 小田原市立学校の臨時休業

令和3年5月26日に市立学校1校において、教職員2名（40代女性・60代男性）及び児童1名が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明し、小田原保健福祉事務所の調査に協力するため、**令和3年5月27日（木）を臨時休業（全校）**としました。

その後、同校において新たに児童2名が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明したため、次のとおり臨時休業及び学年閉鎖を実施しました。

- ・臨時休業（全校）：令和3年5月27日（木）から6月1日（火）まで
- ・学年閉鎖（該当する一学年）：令和3年5月27日（木）から6月9日（水）まで

(2) まん延防止等重点措置区域への追加に伴う措置

令和3年6月1日からまん延防止等重点措置区域に本市が追加されることとなったため、学校（園）宛て、改めて**感染症対策の再確認と徹底**を依頼するとともに、突発的な臨時休業への備えとして、**学習支援の対応準備**を依頼しました。

また、学校施設開放については、適切な感染予防対策を実施することを前提に使用を継続することとしましたが、夜間の使用については、**午後8時まで**に短縮しました。

2 施設の利用状況（令和3年6月25日現在）

まん延防止等重点措置（令和3年6月1日以降）に伴う市有施設については、適切な感染予防対策を実施することを前提に、使用を継続することとしましたが、夜間の使用については、**午後8時まで**に短縮しました。※閉館時間は各施設で異なる。

施設名称	対応状況
小田原文学館、白秋童謡館	開館
郷土文化館	開館（短縮）
松永記念館	庭園・駐車場整備工事のため7月3日（土）まで休館、7月4日（日）から開館（短縮）の予定
尊徳記念館	開館
清閑亭	開館
旧松本剛吉別邸、皆春荘	施設整備のため当面の間休館
小田原駅東口図書館	開館（短縮）（閲覧席は2時間までの申込制）
中央図書館（かもめ）	開館（閲覧席数を制限） 学習室（2階）の利用可（土日・祝日） 談話コーナーでの食事は不可
マロニエ図書室、いずみ図書コーナー、こゆるぎ図書コーナー、けやき図書室、国府津学習館図書室、尊徳記念館図書室	開館 閲覧席は利用不可（けやき・尊徳記念館・国府津学習館図書室は、一部制限あり）
生涯学習センターけやき、同国府津学習館	開館